

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月25日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 市民課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和2年1月28日から令和2年2月14日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 1. 手数料の現金受払の管理について、新庄市財務規則に基づき現金受払簿の適正な整備に努めること。 2. 急な停電等のシステムトラブル時の窓口対応について、対策を整理し、マニュアルの作成など危機管理体制の整備に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 手数料の現金受払の管理につきましては、新庄市財務規則に基づき、現金受払簿を整備します。 2. 急な停電等のシステムトラブル時の窓口対応につきましては、システムの無停電装置のバッテリーの稼働時及び庁内自家発電の稼働時に対応できる事務処理について整理したマニュアルを作成し、危機管理体制の整備に努めます。